

日本プライマリ・ケア連合学会関東甲信越ブロック支部
都県連絡委員会細則（2020年7月12日改定）

（任務）

第1条 都県連絡委員会は、都県支部活動の方針と運営についての意見交換、関東甲信越ブロック支部活動の方針、予算、決算等への助言、および関東甲信越ブロック地方会のブロック支部としての支援、その他を任務とする。

（構成）

第2条 都県連絡委員会の委員は、都県からの代表各1名、ブロック支部長、副支部長、監事および幹事で構成される。

2 都県からの代表は、各都県支部長と同一である必要はないが、構成都県内の日本プライマリ・ケア連合学会の代議員で、かつ日本プライマリ・ケア連合学会の各都県支部で推挙された者とする。

（任期）

第3条 都県連絡委員会の委員の任期は、日本プライマリ・ケア連合学会の代議員・理事および監事の任期に準じる。

（委員長、副委員長）

第4条 都県連絡委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。委員長と副委員長は都県連絡委員会委員の互選で決定する。

以上